

10月12日の産業保安基本制度小委員会 (第6回) からの変更点

2021年11月29日

経済産業省
産業保安グループ^o

10月12日の産業保安基本制度小委員会 (第6回) からの変更点 (高圧ガス分野)

2021年11月29日

**経済産業省
産業保安グループ**

変更点 1 : 法定講習の取扱い (10/12 産業保安基本制度小委員会での御意見を踏まえ)

10月12日の事務局案における新たな認定制度での法定講習に関する整理

- 現行の高圧ガス保安法（第27条の2及び3）では、高圧ガスを製造する事業者に対し、**保安人員に係る高圧ガスによる災害の防止に関する法定講習の受講義務**が定められている。（高圧ガス保安協会が講習を実施）
- 10月12日事務局案の新たな認定制度では、現行のスーパー認定事業者のみならず、通常認定の事業者についても、相当程度の保安レベルを有していることから、**認定された事業者は法定講習の受講を法律上の「義務」とせず、「任意」とする方針を提示**。

産業保安基本制度小委における御指摘事項

- ① 法適合性を確認する能力を考える観点でも、人それぞれの力量、レベル、適性に合わせた教育のコンテンツやカリキュラムが必要であり、**一律ではなく様々な特性に配慮した教育のメニューを検討頂いた方が良い**。
- ② 10年間で見ると技術は新しく移り変わり、社会情勢も変わってしまうので、**法定講習に代わり勉強する機会が選べるような講習のあり方を考えて欲しい**。
- ③ **法定講習は、近年の制度改正の趣旨やその背景の理解や他社との意見交換の気づきなど、各事業者の社内教育を補完し、社内教育の底上げに寄与する**と考えており、重要と考える。
- ④ CBT（Computer Based Testing）の活用を進めるべき。

10月12日の事務局案の考え方

- ① 保安教育は重要であるとの前提の下、高度な保安レベルを有する事業者では、既にそれぞれ高度な保安教育を実施しており、**一律に法定講習の義務を課すことは不要ではないか**。
- ② IoT、AI等のテクノロジーが高度化・多様化していく中で、高度な保安教育を実施できる事業者は、それぞれの設備構成等に応じて、（一律の法定講習によらず）**柔軟性をもって効果的な保安教育に時間を割くことが重要ではないか**。

御指摘を踏まえた新たな認定制度における法定講習の見直し（案）

- ① 新たな認定制度における**認定事業者については**、事業者の適性と社会情勢の変化を考慮したカリキュラムの見直し（認定事業者に係る講習内容の抜本的な簡素化等）や早急なオンライン化の実施を含め**「法定講習のあり方」を見直し、法定講習の受講を現時点では、「義務」として残すこととする**。
- ② **認定事業者に対する法定講習については**、「法定講習のあり方」の見直しの状況を踏まえつつ、**既に社内で独自に相当程度高度な安全教育を実施している事業者も存在することを勘案して、こうした教育への代替も含め、引き続き、これを任意とするか否かについて、事業者に意見聴取を行い実態を把握した上で検討を行う**。
- ③ また、事業者のレベル・適性に配慮したきめ細やかな教育メニューの充実に関する指摘を踏まえ、**非認定事業者である中堅・中小事業者の保安人員に対する法定講習のあり方についても併せて検討する**。

(参考) 高圧ガス保安法に基づく法定講習 ～高圧ガス保安法第27条の2第7項、
第27条の3第3項～

事業者は事業所ごとに
高圧ガス製造保安係員
高圧ガス製造保安主任者
高圧ガス製造保安企画推進員 を選任する必要がある。

上記で選任された者は 製造保安責任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の
開始日から3年以内（若しくは選任から6ヶ月以内）に講習を受講する必要があり、さらに5
年ごとに再講習を受ける必要がある。

H28～R2年度法定講習受講者数の推移(人)

	講習名	H28	H29	H30	R1	R2
義務講習(高圧法)	企画推進員	136	105	110	124	102
	保安主任者	455	456	438	451	385
	保安係員	7,120	7,680	7,549	7,216	6,679
	小計	7,711	8,241	8,097	7,791	7,166

変更点 2 : A認定事業者に係る検査面での制度的措置（省令事項）の取扱い （10/25 高圧ガス小委員会での御意見を踏まえ）

10月12日の事務局案におけるA認定事業者に係る検査面での制度的措置（省令事項）に関する整理

- ①CBM（Condition Based Maintenance）の円滑化
 - － 現行の減肉判断：単純腐食に加え、クラック・クリープも対象
 - － CBMの適用範囲の拡大の検討：計測器類・遮断弁等
 - － KHKへの腐食環境や厚さ測定等のデータ提出義務を廃止



御指摘を踏まえたA認定事業者に係る検査面での制度的措置（省令事項）の見直し（案）

- 技術的検証を踏まえた上で対応すべきとの指摘を踏まえ、事務局案を以下のとおり修正する。

- ①CBM（Condition Based Maintenance）の円滑化
 - 例えば、高圧ガス小委員会等で技術的検証を行い、以下について検討する。
 - － 現行の減肉判断：単純腐食に加え、クラック・クリープも対象
 - － CBMの考え方を用いた検査方法の拡大の検討：計測器類・遮断弁等
 - KHKへの腐食環境や厚さ測定等のデータ提出義務を廃止

②検査等に係る基準・規格の柔軟化

ー採用する基準・規格の大臣認定制（海外規格等） （採用する基準・規格の複線化・複相化の円滑化）

※具体的には、例えば、通達（補足1）において、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法について「KHK/PAJ/JPCA S0851(2014)（補足2）又はこれと同等の基準」を用いることになっているが、「これと同等の基準」について、事業者自らの判断に加え、大臣が認定することにより、検査等に係る基準・規格を柔軟に選択できるようにすることが含まれる。また、肉厚測定の間隔（現行4年以内）及び検査時期設定係数（現行0.8）については、事業者において、一定の範囲で決定できるなど仕組みの柔軟化を図る。

その他、海外規格に基づき製造された圧力設備等に係る検査や試験については、海外規格等の取得を前提とした検査や試験についても認める方向で検討する。

（補足1）「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」20201218保局第1号

（補足2）高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準

（注1）A認定の認定時、採用する基準・規格のリストを添付し、同時に採用する基準・規格の認定を受けることも可能とする方向で検討する。

（注2）なお、B認定においては、引き続き、KHK/PAJ/JPCA S0851(2014)によることとするものの、肉厚測定（現行1年⇒例えば4年）及び検査時期設定係数（現行0.5⇒例えば0.8）の柔軟化措置を講じるものとする。

御指摘を踏まえたA認定事業者に係る検査面での制度的措置（省令事項）の見直し（案）

● 前項のCBMの場合と同様の考え方から、事務局案を以下のとおり修正する。

※～（略）～。また、肉厚測定の間隔（現行4年以内）及び検査時期設定係数（現行0.8）のあり方については、事業者において、その能力や設備管理の実態等に応じ、一定の範囲で決定できるなど仕組みの柔軟化を図る方向で検討する。その際、「一定の範囲」については、肉厚測定の間隔及び検査時期設定係数に関して事業者が選択しうる最大の値のあり方等について、B認定との差異化も考慮しつつ、技術的な検証を踏まえて検討する。

（削除）

（補足1）（略）

（補足2）（略）

（注1）A認定の認定時、採用する基準・規格のリストを添付し、同時に採用する基準・規格の認定を受けることも可能とする方向で検討する。

（注2）なお、B認定においては、引き続き、KHK/PAJ/JPCA S0851(2014)によることとし、技術的な検証を踏まえ、肉厚測定の間隔（現行最大2年⇒例えば4年）及び検査時期設定係数（現行0.5⇒例えば最大0.8）の柔軟化措置を講じる方向で検討する。

変更点3：経過措置期間の取扱い（10/12 産業保安基本制度小委員会での御意見を踏まえ）

10月12日の事務局案における新たな認定制度での「経過措置期間の設定」に関する整理

- 改正法の施行より前に、現行「認定事業者」制度の認定を受けている事業者については、改正法施行後も、当該認定の有効更新期間までは、その認定の効力を維持する。
- また、改正法施行後は、移行準備期間として経過措置期間（例えば2～3年：検討中）を設定。同期間は、現行認定又は新認定いずれかの申請を可能とし、事業者側の円滑な移行を可能とする。

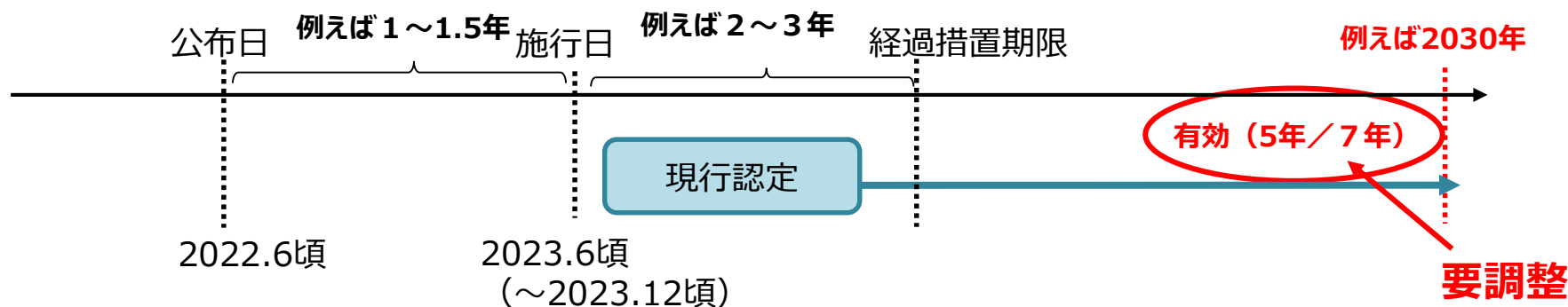
上記を維持しつつ、これに加え、

「経過措置期間において認定が認められた場合の有効期間について、一定の期間に限定するなど、十分に検討すべき」との制度小委（第6回）での指摘を踏まえ、

御指摘を踏まえた上記事務局案への追加事項（案）

- ① 経過措置期間において現行の認定事業者制度の認定が認められた場合の当該認定の有効期間を一定の期限（例えば2030年）に限定するなど、制度小委における委員の意見の方向性も踏まえ検討を行う。
- ② 経過措置期間中に現行の認定事業者制度の認定を受けた事業者が、現行認定の有効期間中に、新たな認定制度の認定を取得する際の審査は、二重審査を排除するなど合理的かつ迅速なものとする。

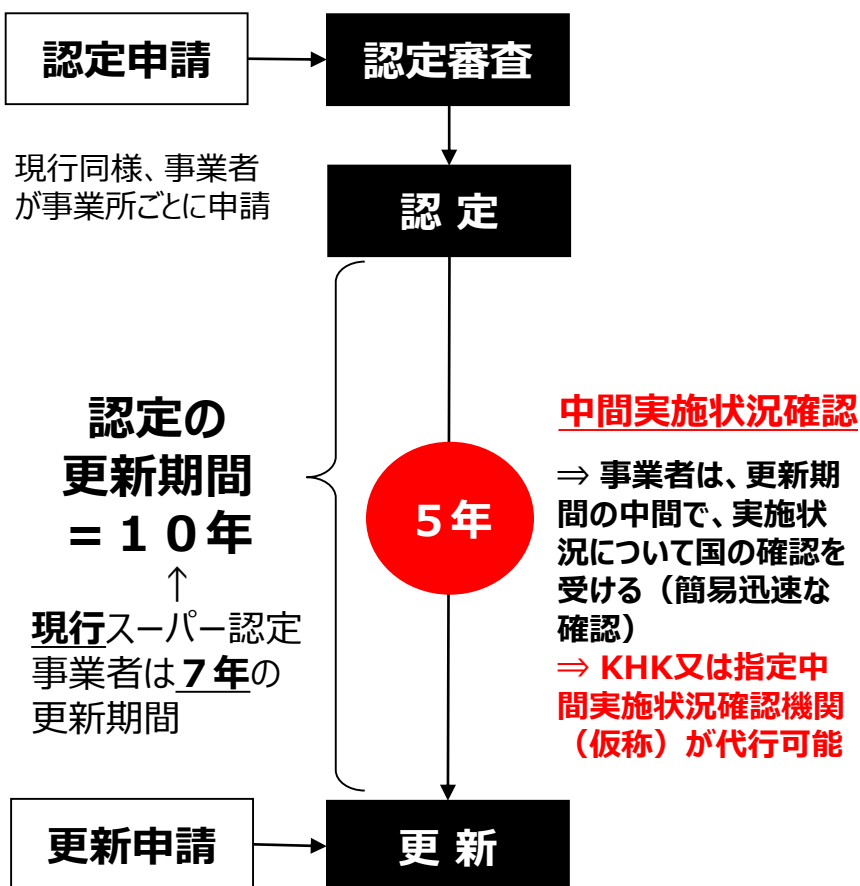
経過措置期間の設定（現行「認定事業者」制度の一定期間の維持）～移行準備期間



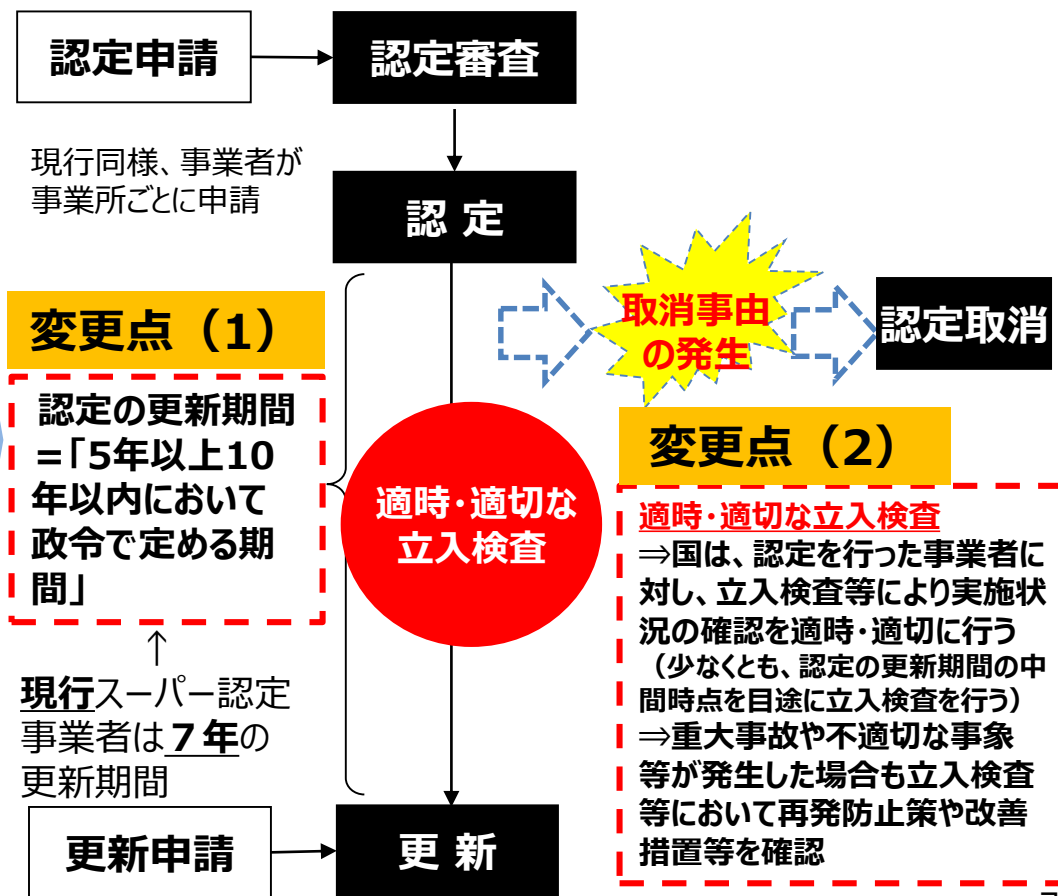
変更点 4 : 「認定の更新期間」と「中間実施状況確認」の取扱い

- 10月12日の事務局案において、(1) 認定の更新期間を「10年」としていたところ、「5年以上10年以内において政令で定める期間」に変更、(2) 認定の更新期間の中間にて行うこととしていた「中間実施状況確認」を法制面における検討を踏まえて、「適時・適切な立入検査」に変更する。

10月12日の事務局案における整理



事務局案の見直し（案）



都市ガス分野における大規模災害時の保安業務 に関する今後の対応（案）について

2021年11月29日

経済産業省
産業保安グループ^o

1. 10月12日 第6回産業保安基本制度小委員会における審議について（都市ガス分野）

- 第6回産業保安基本制度小委員会（10/12）における審議において、新たな制度的措置（認定制度）の具体的あり方や災害時連携計画の制度化については、いずれの委員・オブザーバーからも異論がなかった。
- 一方で、大規模災害時の保安業務のあり方については、一般ガス導管事業者への保安業務の集約を含め更なる検討を求めるとの意見があった（詳細、以下のとおり）。

保安業務の考え方について

ガス小売事業者も保安責任を負うことが、参入障壁となる懸念がある。インフラの維持コストを低減していく必要がある中で、保安責任を分散化する仕組みが合理的とは思えない。災害時の保安業務は一般ガス導管事業者に集約し、必要な費用負担をガス小売事業者に求め、ガス小売事業者はサービスに集中するべき。この点について、引き続き議論をしていただければと思う。

保安業務の考え方については、一般ガス導管事業者とガス小売事業者のどちらに寄せるのが合理的か悩ましい。一義的には一般ガス導管事業者に担っていただき、ガス小売事業者においては、自主的な対応として、緊急時対応もできることが需要家へのアピールポイント・競争力の源泉になる仕組み作りもできると思われるので、引き続き検討していただきたい。

足下では現行の仕組みを維持することはやむを得ない。今後については、スマートメーターや新技術の導入状況等を踏まえた検討が必要と考えている。

スマートメーターをはじめとしたテクノロジーの導入が平時・災害時共に保安のためにも重要であり、特にスマートメーターによる遠隔閉開栓の実施は災害時の保安確保や、迅速な復旧、動員数の削減、作業員の安全確保にも寄与する効果の高い手段であると思われるので、導入への取組に期待したい。

都市ガス分野の地震等の復旧作業においては、各需要家一軒一軒に訪問するため、人海戦術に頼らざるを得ない部分がある。特に地震が大規模、被害が広範囲に及ぶものについては、一般ガス導管事業者だけでカバーするのは現実的ではない。これまで同様、都市ガス事業に携わる事業者全体で協力して早期復旧に向けて取り組む必要がある。

作業安全・公衆安全の観点から、十分な現場経験の無い者が災害現場に行くことは適切ではないのではないか。電力分野の場合、普段から従事していない者が現場に行き対応することは考えにくい。災害頻度が少ないことであるが、そうであればなおさら一般ガス導管事業者が保安業務を担うべき。小売事業者がサポートするより、災害時連携計画に基づき隣接エリアの一般ガス導管事業者が応援派遣されるべき。現場で働く者の作業安全の観点から再検討いただきたい。

「一般ガス導管事業者による教育の拡充」とあるが、これにより普段から保安業務に従事していない者が対応できるのか疑問。

費用負担の考え方について

都市ガス分野は電力系統に比べて自然現象による被災の頻度が少ないことはそのとおりだと思うが、保安のためにネットワークの健全性を保ち迅速な復旧を支援するという観点からは、ネットワークの大規模災害時の保安業務に要する費用は、ネットワーク側のコストとして利用者全体が負担する仕組みが構築されることが望ましい。託送料金の直接の算定が困難であるとしても、災害復旧費用の一部として予め積み立てておく、災害発生時に費用を積算して事後精算する等、全体として負担する方法は検討できるのではないかと。

大手3社の導管部門の法的分離や導管部門の会計分離の強化といったガスシステム改革や、導管部門の託送料金が総括価方式であることを勘案すると、保安責任とそのスキル・能力を有する一般ガス導管事業者が、保安作業に要したコストを託送料金に反映して回収する仕組みとした方が、保安に関してより合理性が高いと思われる。

2. 10月21日 第24回ガス安全小委員会における審議での保安業務のあり方に関する意見

- 第24回ガス安全小委員会(10/21)においては、一般ガス導管事業者とガス小売事業者が一体となり災害時の保安業務を実施することが重要との意見が多く見られた。
- 一方で、スマートメーターをはじめとしたテクノロジーの導入を踏まえた復旧作業の合理化を目指すべき、との意見もあった（詳細、以下のとおり）。

保安業務の考え方について

一般ガス導管事業者に集約するべきという意見があるものの、平時にはそのようなスキームが機能するが、災害時に早期復旧を目指すとなると、やはり総動員、人海戦術で適切な人員配置を行うことが必要。このようなやり方により、これまで迅速に復旧が行われてきたという実績を踏まえ、一般ガス導管事業者のみが災害復旧に当たると言うことは適切ではない。

災害時の保安業務を一般ガス導管事業者に集約というと聞こえは良いが、ガス小売事業者は単に価格競争をすれば良く、自らの商売の対象とされているものについて基本的知識の習得をある意味放棄される、ということにもなりかねないと、大変危惧している。

災害時の保安業務と言っても高度なものばかりでは無く、電話対応やマイコンメーターの復旧等、というのがやはり出てくる。高度な知識が必要なく、マニュアルや研修とにかく人手が必要で習得できる部分はガス小売事業者には引き続き担っていただきたい。一日でも早くガスの供給を復旧させるというのは、ガス小売事業者にとっても当然持つべき認識。

災害対応の原則は「自助」、「共助」、「公助」である。特に「共助」が重要で、できることをみんなでするという精神を共有していただきたい。

自由化になり、新規事業者が参入する時には、保安をやりますと言っていて、いざとなったら一般ガス導管事業者に一元化というのは違和感がある。社会全体で考えたとき、「共助」の精神でガス小売事業者も一般ガス導管事業者も一緒になって対応するのは当然のこととして協力するべき。

災害時、お客様先の閉栓開栓業務をガス小売事業者も対応することについては、現場で働く者の立場からも、それから、現体験を踏まえても、やはり、ガス小売事業者にも対応いただくことが良いと考える。災害発生時におけるお客様や社会からの早期復旧の要請を踏まえて、本産業に関わる全ての働く者の想いと総力を結集して対応していくことが肝要。

現時点においては、第6回産業保安基本制度小委員会の事務局資料のように整理されたものと理解している。今後の保安業務のあり方については、大規模災害時の保安業務に関する諸課題を抜本的に解決するために、スマートメーター等、新たな技術の早期の導入が非常に重要。

費用負担の考え方について

災害発生頻度が電力とガスでは相当違うので、電力のスキームを水平展開してよいか、ということについては大分疑問が生じる。むしろ、スマート保安の中で災害時における復旧の合理化を進めることによって、こうした問題についてもより合理的に対処するべきではないか。

（一般ガス導管事業者に保安業務を一元化する場合、）事後的に費用の精算で解決すると言っても、常日頃からその人員を一般導管事業者は確保しておかなければならないのか、それを託送料金に転嫁して良いのかと言われると、消費者としても間接的に跳ね返ってくるので大変困る。また、何よりも、ガス小売事業者がその部分の責任も放棄するというのは疑問に思う。スマート保安により合理的・効率的な保安体制が作られるのであれば、負担も圧縮できると思う。

3. 都市ガス分野における大規模災害時の保安業務のあり方に関する今後の対応（案）

- 平成28年6月にガス安全小委員会で取りまとめられた「ガスシステム改革保安対策WG報告書」と、その内容を具体化する形で同年7月に経済産業省が作成した「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」に基づいて、これまで、ガス小売事業者は保安閉開栓等の大規模災害時の保安業務を担ってきた（参考1）。
- 産業保安基本制度小委員会「中間取りまとめ」では、「本来、保安責任を有する者が大規模自然災害時においても責任を負うとともに、大規模災害時には安全かつ早期の復旧の観点から保安のスキル・能力を有する人員が保安業務に当たることが、一般的には早期復旧及び保安確保の観点から重要と言える」とした（参考2）。

足下の対応

上記報告書や上記ガイドラインに基づき、既に各事業者において体制整備が進められており、直近の方針変更は、災害時における保安確保・早期復旧の達成に影響を及ぼし得ることも考慮し、足下の対応は以下のとおりとする。

- 現行ガイドラインに基づき、ガス小売事業者は、顧客対策隊に参画し、大規模災害時の保安業務（需要家からの相談・問い合わせ対応、保安閉開栓等）を実施する。
- 需要家件数に応じて復旧要員を派遣する仕組みを基本としつつ、事業者間の協議により、各社事情や地域特性等を考慮して対応を図ることを可能とする。
- 保安業務に日頃従事していない要員については、一般ガス導管事業者やガス小売事業者自身による教育・訓練によって保安に係る技能を補完。

- 一般ガス導管事業者とガス小売事業者の託送供給約款に基づく覚書に基づき、シェアに応じて供出した人員の派遣費用については、ガス小売事業者が負担する。

今後の対応

産業保安基本制度小委員会「中間取りまとめ」の内容や、先月の基本制度小委及びガス安全小委での様々な御意見を踏まえ、今後の対応案は以下のとおりとする。

- 復旧の迅速化、動員数の削減、作業員の安全確保等の観点で有効な対策として、遠隔での保安閉開栓が見込まれるスマートメーター等のテクノロジーの導入が考えられる。このため、その導入に本格的に取り組むため、目標年限を設定したロードマップを策定することを目指す。
- ハード対策による耐震化率の向上等に加え、スマートメーターの普及により復旧の合理化が図られることから、これと並行し、大規模災害時の保安業務のあり方について検討を進める。
- 上記検討は、従来の都市ガス業界における大規模災害時の保安業務の実態に関する定量的な調査・検証等を実施し、仮に業務のあり方を見直した場合の影響等も評価した上で、別途の議論の場を設けて行うこととする。
- 両小委員会の意見も踏まえ、大規模災害時の保安業務に関する費用負担のあり方について検討を進める。

両小委員会における意見

- 人海戦術で適切な人員配置を行うことで早期復旧してきたという実績もあるので、一般ガス導管事業者だけでカバーするのは現実的ではない。
- 費用負担については、災害発生の頻度が電力とガスでは相当違うので、必ずしも水平展開していいのかは疑問。むしろ、スマート保安により、今後、合理化を進めることによって対処するべき。

- 災害時の保安業務は保安責任を担う一般ガス導管事業者に集約すべき。作業安全・公衆安全の観点から、十分な現場経験の無い者（ガス小売事業者）が平時には義務のない保安閉開栓等の業務を行うことは適切ではない。
- 保安責任とスキル・能力を有する一般ガス導管事業者が、災害時も保安作業に従事し、作業に要したコストを託送料金に反映して回収する仕組みとした方が、合理性がより高いと思われる。

(参考1) 現行の報告書やガイドラインに基づく大規模災害時の保安業務と要員供出について

- 平成28年6月にガス安全小委員会を取りまとめられた「ガスシステム改革保安対策WG報告書」(以下「報告書」)により、「大規模災害時には、ガス導管事業者は対策本部の下に『導管対策隊』及び『顧客対策隊』を設置し、ガス小売事業者は『顧客対策隊』に必要な要員を供出し、被災需要家からの電話対応や復旧対応における保安閉開栓等を担うこと」とされ、その内容を具体化した「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)に基づいて、各事業者において体制の整備がなされてきた。
- 報告書及びガイドラインにおいては、「大規模災害時には、導管網が面的に破壊・損壊し、大規模な供給支障が生じるとともに、ガス漏れ出動・応急措置といった緊急時対応が同時多発するような事態も想定され、(中略)ガス導管事業者が有効に大規模災害時対応を行うためには、(中略)平常時の役割分担の範囲を越えて、一体として初動対応と復旧対応を当てることが重要」としている。
- 報告書及びガイドラインに基づく、大規模災害時の一般ガス導管事業者とガス小売事業者の保安業務と、その要員の供出・規模のイメージは以下。

大規模災害時の保安業務と要員供出・規模のイメージ

大規模災害時の保安業務

- 被災地域内において、一般ガス導管事業者は対策本部を設置し「**導管対策隊**」「**顧客対策隊**」を組織し、ガス小売事業者は「**顧客対策隊**」に参画。各組織の業務は以下。

導管対策隊

- 地区の供給停止の判断・実施
- ガス工作物の巡視点検 等

顧客対策隊

- 需要家からの相談・問合せ対応
- 保安閉開栓 等

復旧対応における保安閉開栓

- 小売事業者は**顧客対策隊**において保安閉開栓を行う。

閉栓

発災後、需要家宅を訪問し、ガスメーターのガス栓を閉止。

開栓

地区の整圧器の再稼働後に、灯内内管に対するガス漏えい検査や消費機器における給排気設備の異常の有無に関する確認など、ガスが安全に使用できる状態であることを確認してガスメーターガス栓を開栓。

復旧要員規模のイメージ

- 10万需要家規模で停止した場合、復旧見通し7日間としたケースで**導管対策隊**は概ね1,900人程度であり、要員の不足が想定される。
- 自由化前と同程度の早期復旧を実現するためには、一般ガス導管事業者のみでは要員が不足するため、ガス小売事業者を含めた要員規模を維持することが必要。



供給停止件数：10万戸 地震想定：震度6強(80カイン) 復旧見通し：7日間のケース

項目		延べ必要人数		復旧見通し		1日当り復旧人数	
①閉開栓		6,500	人・日	7	日	1,600	人/日
	本支供内管	3,900	人・日			1,500	人/日
②復旧作業	灯内内管	1,100	人・日			370	人/日

(参考2)「中間とりまとめ」における大規模災害時の保安業務のあり方に関する整理

①本来、保安責任を有する者が大規模自然災害時においても責任を負うとともに、②大規模災害時には安全かつ早期の復旧の観点から保安のスキル・能力を有する人員が保安業務に当たることが、**一般的には早期復旧及び保安確保の観点から重要**と言えるのではないか。この点に関連し下記のような意見がある。

現状の考え方に対する指摘(中間とりまとめの内容)



【指摘1】本来ネットワーク設備復旧のための業務と考えられる保安閉開栓やマイコンメーター復帰等の保安関連業務について、大規模災害時には小売事業者が実施しなければならない仕組みとなっている。



【指摘2】需要家件数に応じて復旧要員を派遣する仕組み上、需要家件数が多い場合、災害時の派遣人数が大規模となり、**普段からガス小売事業に係る保安業務に従事する者の数を大幅に超える場合がある**。特に小売自由化で他分野から新規にガス小売事業に参入した事業者の場合など、保安業務に普段から携わっていない**ガス保安の知識を有さない者を大規模自然災害の際に派遣せざるを得ない状況が生じる**。

現状の考え方(参考1の内容)

大規模災害時には二次災害発生防止や早期復旧を達成すべく、一般ガス導管事業者とガス小売事業者が平常時の役割分担の範囲を越えて、一体として初動対応と復旧対応を実施することとしている。

顧客対策隊(ガス小売事業者を中心として組織)はお客さまからの問い合わせ対応や閉開栓など日常の教育と発生時の教育で技量を担保することができ、スキルを必要としないため、営業や一般管理部門の要員を充当している。

なお、災害復旧費用について、電力分野においては託送料金に盛り込まれ、電気を使用する全ての需要家が負担している。一方、都市ガス分野においては、小売事業者が行う人員派遣に係る費用(保安閉開栓等含む)は小売事業者の負担となっている。



都市ガスの小売自由化により、他の業界から新規にガス小売事業に参入する事業者が増加する中で、災害時における安全と早期の保安復旧の観点から、災害時の保安業務のあり方を検討する必要がある。

(参考3) 各業界におけるスマートメーターの導入状況について

- **電力分野**では、2024年度末までに低圧スマートメーターの全戸設置完了を予定。また、スマートメーターの早期導入に加え、次世代スマートメーターの開発に取り組んでおり、ガス・水道との共同検針に対応可能なインターフェースの採用や、需給ひっ迫時に遠隔で電力使用量を制御する機能等を搭載予定。
- **液化石油ガス分野**では、マイコンメーターと通信装置を組み合わせた「集中監視システム」により遠隔操作でガスの遮断等が可能。液化石油ガス法における認定販売事業者の導入率は、2021年9月時点で**80.2%**。
- **都市ガス分野**では、全需要家3000万戸中、スマートメーター導入数は試験導入の10万台程度(0.3%)。「集中監視システム」を組み込んだマイコンメーターを合わせても130万台程度であり、遠隔遮断等が可能な需要家は約4%にとどまる。なお、2020年代前半からの導入開始に向けて検討・準備中。

	電力分野	液化石油ガス分野※1		都市ガス分野
		全戸に対する導入数・割合	国所管の認定販売事業者による導入数・割合	
スマートメーター導入数	6,917万台 (2021年3月時点)	467万台 (2021年3月時点)	147万台 (2021年9月時点)	10万台※2 (2021年3月時点)
全戸に対する導入率	85.7%	23.8%	80.2%	0.3%※2

※1 「集中監視システム」により遠隔操作でガスの遮断等が可能な戸数及びその割合
※2 遠隔遮断等の可能な集中監視システムの導入数を合わせると約130万台(4.3%)